

相模女子大学・相模女子大学短期大学部社会連携活動ポリシー

平成 27 年 1 月 8 日制定

相模女子大学・相模女子大学短期大学部（以下、「本学」という）は、「社会連携活動」に関する基本的な方針を「社会連携活動ポリシー」として明確に定めることにより、社会との様々な連携をより一層推進し、大学としての社会的責任を果たすものとする。

1. 本学が行う社会連携活動は、社会貢献を目的とし、教育・研究機関、地方自治体、民間企業などと連携して行う地域連携、産学官連携、生涯学習などの活動をいう。
2. 本学は、次の基本方針に基づき社会連携活動に取り組むこととする。
 - (1) 実際の社会において、本学のスローガンである「見つめる人になる。見つける人になる。」ための機会を学生に提供することにより、学生自身の成長を促し、社会の発展に幅広く貢献できる人材の育成を目指す。
 - (2) 社会が抱える様々な課題に教育・研究活動として取り組み、その成果を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と文化の向上に寄与する。
3. 本学は、教職員及び学生が社会連携活動に積極的に取り組むことができるように、環境整備を進める。
4. 本学は、教育・研究活動の成果及び社会連携活動の実施状況などを積極的に社会に公表する。
5. 社会連携活動に取り組む教職員及び学生は、本ポリシーへの理解を基に、関連法令や本学の規程などを遵守し、公平性や透明性の高い社会連携活動の推進に努める。
6. この社会連携活動ポリシーの改廃は、大学評議会が決定する。